

浅間山麓景観育成重点地域の地域区分



凡例

(地域区分)

都市

沿道

田園

山地・高原

市町村界

重点地域指定区域



景観育成重点地域の区域

- (1) 北佐久郡軽井沢町の区域のうち、上信越高原国立公園の特別地域の区域（都市計画法第5条第1項の規定による都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内にあるものを除く。）を除く区域
 - (2) 北佐久郡御代田町の区域のうち、都市計画区域及び国道18号の小諸市に向かって右側御代田三石林道までの区域
 - (3) 東御市の区域のうち、都市計画区域（国道18号の上田市に向かって左側30メートルを超える区域を除く。）
- 小諸市は景観行政団体となるため長野県の景観計画区域から除外されています。

地域区分

- (1) 都市
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による用途地域が指定されている区域。なお、北佐久郡軽井沢町の区域にあつては、用途地域が指定されている区域のうち、第1種住居地域及び近隣商業地域に限る。
- (2) 沿道
高速自動車国道、一般国道、主要地方道及び広域営農団地農道並びにこれらの両側各30メートル以内の地域。ただし、(1)に掲げる地域を除く。
- (3) 田園
ア 北佐久郡御代田町の区域のうち、広域営農団地農道の上田市に向かって左側の地域
イ 東御市の地域。ただし、(1)及び(2)に掲げる地域を除く。
- (4) 山地・高原
(1)から(3)に掲げる地域を除く地域